

第3-(3)号様式

令和 年 月 日		税務署長殿	
納税地	(電話番号 - -)		
(フリガナ) 名称 又は屋号	カブシキカイシャ エービーシー 株式会社 ABC		
個人番号 又は法人番号	!個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。		
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名	印		

※ 税務署 処理欄	一連番号		翌年以降 送付不要		
	所管	要否	整理番号		
	申告年月日		令和	年	月
	申告区分		指導等	庁指定	局指定
	通信日付印	確認印	確認書類	個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他 ()	身元 確認
	指導年月日		相談	区分1	区分2

自 平成 3 1 年 4 月 1 日 課税期間分の消費税及び地方
 至 令和 2 年 3 月 3 1 日 消費税の (確定) 申告書

中間申告 自 平成 年 月 日
 の場合の
 対象期間 至 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		十兆千百十億千百万千百十一円	
課税標準額 ①	4 9 9 3 0 0 0 0	03	
消費税額 ②	3 5 0 8 8 0 0	06	
貸倒回収に係る消費税額 ③		07	
控除対象仕入税額 ④	2 1 0 5 2 7 9	08	
返還等対価に係る税額 ⑤		09	
貸倒れに係る税額 ⑥		10	
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦	2 1 0 5 2 7 9		
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧		13	
差引税額 (②+③-⑦) ⑨	1 4 0 3 5 0 0	15	
中間納付税額 ⑩		16	
納付税額 (⑨-⑩) ⑪	1 4 0 3 5 0 0	17	
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫		18	
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬		19	
この申告書が修正申告である場合 差引納付税額 ⑭		20	
この課税期間の課税売上高 ⑮	4 9 9 3 1 6 1 5	21	
基準期間の課税売上高 ⑯			
この申告書による地方消費税の税額の計算			
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰		51	
差引税額 ⑱	1 4 0 3 5 0 0	52	
譲渡割額 還付額 ⑲		53	
譲渡割額 納付税額 ⑳	3 8 7 9 0 0	54	
中間納付譲渡割額 ㉑		55	
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒	3 8 7 9 0 0	56	
中間納付還付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉓		57	
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔		58	
この申告書が修正申告である場合 差引納付譲渡割額 ㉕		59	
消費税及び地方消費税の合計 (納付又は還付) 税額 ㉖	1 7 9 1 4 0 0	60	

付記事項	割賦基準の適用		有	無	31
	延払基準の適用		有	無	32
	工事進行基準の適用		有	無	33
	現金主義会計の適用		有	無	34
	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用		有	無	35
	参事考業区分	区分	課税売上高 (免税売上高を除く)	売上割合%	
第1種		0 千円			36
第2種		0			37
第3種		0			38
第4種		49,932	1 0 0 . 0		39
第5種		0			42
事項	第6種	0			43
	特例計算適用(令57③)		有	無	40
還付金を受取に要する関係等	銀行 金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所			
	預金	口座番号			
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号				
	郵便局名等				
※税務署整理欄					

税理士 署名押印	印
(電話番号 - -)	

<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有

㉖ = (㉑ + ㉒) - (㉓ + ㉔ + ㉕) ・修正申告の場合 ㉖ = ㉑ + ㉕
 ㉖ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第3-(2)号様式

課税標準額等の内訳書

整理番号										
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税地	(電話番号 - -)
(フリガナ) 名称又は屋号	カブシキシャ エービーシー 株式会社 ABC
(フリガナ) 代表者氏名又は氏名	

改正法附則による税額の特例計算			
軽減売上割合 (10営業日)		附則38①	51
小売等軽減仕入割合		附則38②	52
小売等軽減売上割合		附則39①	53

自 平成 3 1 年 4 月 1 日

課税期間分の消費税及び地方

中間申告 自 平成 年 月 日

至 令和 2 年 3 月 3 1 日

消費税の (確定) 申告書

の場合の

対象期間 至 令和 年 月 日

課税標準額	①	十 兆 千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 一 円	01
※申告書 (第一表) の①欄へ			

課税資産の譲渡等の対価の合計額	3 % 適用分	②		0	02
	4 % 適用分	③		0	03
	6.3 % 適用分	④	2 5 7 1 6 9 8 0		04
	6.24 % 適用分	⑤		0	05
	7.8 % 適用分	⑥	2 4 2 1 4 6 3 5		06
		⑦	4 9 9 3 1 6 1 5		07
特定課税仕入れに係る支払対価の額の合計額 (注1)	6.3 % 適用分	⑧		0	11
	7.8 % 適用分	⑨		0	12
		⑩		0	13

消費税額	⑪	※申告書 (第一表) の②欄へ	3 5 0 8 8 0 0	21	
⑪の内訳	3 % 適用分	⑫		0	22
	4 % 適用分	⑬		0	23
	6.3 % 適用分	⑭	1 6 2 0 1 0 8		24
	6.24 % 適用分	⑮		0	25
	7.8 % 適用分	⑯	1 8 8 8 6 9 2		26

返還等対価に係る税額	⑰	※申告書 (第一表) の⑤欄へ		0	31
⑰の内訳	売上げの返還等対価に係る税額	⑱		0	32
	特定課税仕入れの返還等対価に係る税額 (注1)	⑲		0	33

地方消費税の課税標準となる消費税額 (注2)		⑳	1 4 0 3 5 2 1	41	
	4 % 適用分	㉑		0	42
	6.3 % 適用分	㉒	6 4 8 0 4 4	43	
	6.24%及び7.8%適用分	㉓	7 5 5 4 7 7	44	

(注1) ⑧～⑩及び⑱欄は、一般課税により申告する場合で、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載します。

(注2) ㉑～㉓欄が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

付表4-1 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

		課税期間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC
区分		旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計 F (X+D+E)
課税標準額	①	(付表4-2の①X欄の金額) 円 25,716,000	円 0	円 24,214,000	円 49,930,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	(付表4-2の①-1X欄の金額) 25,716,980	※第二表の⑤欄へ 0	※第二表の⑥欄へ 24,214,635	※第二表の⑦欄へ 49,931,615
消費税額	②	(付表4-2の②X欄の金額) 1,620,108	※付表5-1の①D欄へ ※第二表の⑧欄へ 0	※付表5-1の①E欄へ ※第二表の⑨欄へ 1,888,692	※付表5-1の①F欄へ ※第二表の⑩欄へ 3,508,800
貸倒回収に係る消費税額	③	(付表4-2の③X欄の金額) 0	※付表5-1の②D欄へ 0	※付表5-1の②E欄へ 0	※付表5-1の②F欄へ ※第一表の③欄へ 0
控除額	控除対象仕入税額	(付表4-2の④X欄の金額) 972,064	(付表5-1の③D欄又は④D欄の金額) 0	(付表5-1の③E欄又は④E欄の金額) 1,133,215	(付表5-1の③F欄又は④F欄の金額) ※第一表の④欄へ 2,105,279
	返還等対価に係る税額	(付表4-2の⑤X欄の金額) 0	※付表5-1の③D欄へ 0	※付表5-1の③E欄へ 0	※付表5-1の③F欄へ ※第二表の⑪欄へ 0
	貸倒れに係る税額	(付表4-2の⑥X欄の金額) 0	0	0	※第一表の⑥欄へ 0
	控除税額小計(④+⑤+⑥)	(付表4-2の⑦X欄の金額) 972,064	0	1,133,215	※第一表の⑦欄へ 2,105,279
控除不足還付税額(⑦-②-③)	(付表4-2の⑧X欄の金額) 0	※①E欄へ 0	※①E欄へ 0	0	
差引税額(②+③-⑦)	(付表4-2の⑨X欄の金額) 648,044	※②E欄へ 0	※②E欄へ 755,477	1,403,521	
合計差引税額(⑨-⑧)	⑩	/	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑧欄へ ※プラスの場合は第一表の⑨欄へ 1,403,521
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	(付表4-2の⑩X欄の金額) 0	/	(⑩D欄と⑩E欄の合計金額) 0	0
	差引税額	(付表4-2の⑪X欄の金額) 648,044	/	(⑪D欄と⑪E欄の合計金額) 755,477	1,403,521
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額(⑫-⑪)		(付表4-2の⑫X欄の金額) 648,044	/	※第二表の⑫欄へ 755,477	※マイナスの場合は第一表の⑩欄へ ※プラスの場合は第一表の⑪欄へ ※第二表の⑬欄へ 1,403,521
譲渡割額	還付額	(付表4-2の⑬X欄の金額) 0	/	(⑬E欄×22/78) 0	0
	納税額	(付表4-2の⑭X欄の金額) 174,869	/	(⑭E欄×22/78) 213,083	387,952
合計差引譲渡割額(⑮-⑭)		⑮	/	/	※マイナスの場合は第一表の⑬欄へ ※プラスの場合は第一表の⑭欄へ 387,952

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表4-2を作成してから当該付表を作成する。

付表4-2 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表
 [経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用]

		課税期間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC
区 分		税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計X (A+B+C)
課税標準額	①	円 0	円 0	円 25,716,000	円 25,716,000
課税資産の譲渡等の対価の額	①・1	※第二表の②欄へ 0	※第二表の③欄へ 0	※第二表の④欄へ 25,716,980	※付表4-1の①X欄へ 25,716,980
消費税額	②	※付表5-2の①A欄へ ※第二表の④欄へ 0	※付表5-2の①B欄へ ※第二表の④欄へ 0	※付表5-2の①C欄へ ※第二表の④欄へ 1,620,108	※付表4-1の②X欄へ 1,620,108
貸倒回収に係る消費税額	③	※付表5-2の②A欄へ 0	※付表5-2の②B欄へ 0	※付表5-2の②C欄へ 0	※付表4-1の③X欄へ 0
控除額	控除対象仕入税額	(付表5-2の⑤A欄又は⑥A欄の金額) 0	(付表5-2の⑤B欄又は⑥B欄の金額) 0	(付表5-2の⑤C欄又は⑥C欄の金額) 972,064	※付表4-1の④X欄へ 972,064
	返還等対価に係る税額	※付表5-2の③A欄へ 0	※付表5-2の③B欄へ 0	※付表5-2の③C欄へ 0	※付表4-1の⑤X欄へ 0
	貸倒れに係る税額	0	0	0	※付表4-1の⑥X欄へ 0
	控除税額小計 (④+⑤+⑥)	0	0	972,064	※付表4-1の⑦X欄へ 972,064
控除不足還付税額 (⑦-②-③)	⑧	0	※⑧B欄へ 0	※⑧C欄へ 0	※付表4-1の⑧X欄へ 0
差引税額 (②+③-⑦)	⑨	0	※⑨B欄へ 0	※⑨C欄へ 648,044	※付表4-1の⑨X欄へ 648,044
合計差引税額 (⑨-⑧)	⑩	/			/
地方消費税の課税標準額	控除不足還付税額	⑪	(⑧B欄の金額) 0	(⑧C欄の金額) 0	※付表4-1の⑩X欄へ 0
	差引税額	⑫	(⑨B欄の金額) 0	(⑨C欄の金額) 648,044	※付表4-1の⑪X欄へ 648,044
合計差引地方消費税の課税標準となる消費税額 (⑫-⑪)		⑬	※第二表の②欄へ 0	※第二表の②欄へ 648,044	※付表4-1の⑬X欄へ 648,044
譲渡割額	還付額	⑭	(⑪B欄×25/100) 0	(⑪C欄×17/63) 0	※付表4-1の⑭X欄へ 0
	納税額	⑮	(⑫B欄×25/100) 0	(⑫C欄×17/63) 174,869	※付表4-1の⑮X欄へ 174,869
合計差引譲渡割額 (⑮-⑭)		⑯	/		

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表4-1を作成する。

付表5-1 控除対象仕入税額等の計算表

課税期間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC
------	---------------------	--------	----------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表5-2の①X欄の金額) 円 1,620,108	(付表4-1の②D欄の金額) 円 0	(付表4-1の②E欄の金額) 円 1,888,692	(付表4-1の②F欄の金額) 円 3,508,800
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表5-2の②X欄の金額) 0	(付表4-1の③D欄の金額) 0	(付表4-1の③E欄の金額) 0	(付表4-1の③F欄の金額) 0
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表5-2の③X欄の金額) 0	(付表4-1の⑤D欄の金額) 0	(付表4-1の⑤E欄の金額) 0	(付表4-1の⑤F欄の金額) 0
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	(付表5-2の④X欄の金額) 1,620,108	0	1,888,692	3,508,800

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・60%・50%・40%) ⑤	(付表5-2の⑤X欄の金額) 円 972,064	※付表4-1の④D欄へ 円 0	※付表4-1の④E欄へ 円 1,133,215	※付表4-1の④F欄へ 円 2,105,279

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)	売上割合
事業区分別の合計額 ⑥	(付表5-2の⑥X欄の金額) 円	円	円	円	
第一種事業 (卸売業) ⑦	(付表5-2の⑦X欄の金額)			※第一表「事業区分」欄へ	%
第二種事業 (小売業) ⑧	(付表5-2の⑧X欄の金額)			※	"
第三種事業 (製造業等) ⑨	(付表5-2の⑨X欄の金額)			※	"
第四種事業 (その他) ⑩	(付表5-2の⑩X欄の金額)			※	"
第五種事業 (サービス業等) ⑪	(付表5-2の⑪X欄の金額)			※	"
第六種事業 (不動産業) ⑫	(付表5-2の⑫X欄の金額)			※	"

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
事業区分別の合計額 ⑬	(付表5-2の⑬X欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業 (卸売業) ⑭	(付表5-2の⑭X欄の金額)			
第二種事業 (小売業) ⑮	(付表5-2の⑮X欄の金額)			
第三種事業 (製造業等) ⑯	(付表5-2の⑯X欄の金額)			
第四種事業 (その他) ⑰	(付表5-2の⑰X欄の金額)			
第五種事業 (サービス業等) ⑱	(付表5-2の⑱X欄の金額)			
第六種事業 (不動産業) ⑲	(付表5-2の⑲X欄の金額)			

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
④×みなし仕入率 $\left[\frac{⑭ \times 90 + ⑮ \times 80 + ⑯ \times 70 + ⑰ \times 60 + ⑱ \times 50 + ⑲ \times 40}{⑬}\right]$ (20)	(付表5-2の⑳欄の金額) 円	円	円	円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
(⑦F/⑥F・⑧F/⑥F・⑨F/⑥F・⑩F/⑥F・⑪F/⑥F・⑫F/⑥F) ≥ 75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) (21)	(付表5-2の㉑欄の金額) 円	円	円	円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑧F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 80}{⑬}$ (22)	(付表5-2の㉒欄の金額) 円	円	円	円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F+⑨F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 70}{⑬}$ (23)	(付表5-2の㉓欄の金額)			
第一種事業及び第四種事業 (⑦F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 60}{⑬}$ (24)	(付表5-2の㉔欄の金額)			
第一種事業及び第五種事業 (⑦F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 50}{⑬}$ (25)	(付表5-2の㉕欄の金額)			
第一種事業及び第六種事業 (⑦F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 40}{⑬}$ (26)	(付表5-2の㉖欄の金額)			
第二種事業及び第三種事業 (⑧F+⑨F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 70}{⑬}$ (27)	(付表5-2の㉗欄の金額)			
第二種事業及び第四種事業 (⑧F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 60}{⑬}$ (28)	(付表5-2の㉘欄の金額)			
第二種事業及び第五種事業 (⑧F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 50}{⑬}$ (29)	(付表5-2の㉙欄の金額)			
第二種事業及び第六種事業 (⑧F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 40}{⑬}$ (30)	(付表5-2の㉚欄の金額)			
第三種事業及び第四種事業 (⑨F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 60}{⑬}$ (31)	(付表5-2の㉛欄の金額)			
第三種事業及び第五種事業 (⑨F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 50}{⑬}$ (32)	(付表5-2の㉜欄の金額)			
第三種事業及び第六種事業 (⑨F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 40}{⑬}$ (33)	(付表5-2の㉝欄の金額)			
第四種事業及び第五種事業 (⑩F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60 + (⑬ - ⑰) \times 50}{⑬}$ (34)	(付表5-2の㉞欄の金額)			
第四種事業及び第六種事業 (⑩F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60 + (⑬ - ⑰) \times 40}{⑬}$ (35)	(付表5-2の㉟欄の金額)			
第五種事業及び第六種事業 (⑪F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑱ \times 50 + (⑬ - ⑱) \times 40}{⑬}$ (36)	(付表5-2の㊱欄の金額)			

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	旧税率分小計 X	税率6.24%適用分 D	税率7.8%適用分 E	合計F (X+D+E)
選択可能な計算式区分(㉒～㉞)の内から選択した金額 (37)	(付表5-2の㉒欄の金額) 円	※付表4-1の㉒欄へ 円	※付表4-1の㉒欄へ 円	※付表4-1の㉒欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、付表5-2を作成してから当該付表を作成する。

付表5-2 控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

課税期間	H31・04・01～R02・03・31	氏名又は名称	株式会社 ABC
------	---------------------	--------	----------

I 控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
課税標準額に対する消費税額 ①	(付表4-2の②A欄の金額) 円 0	(付表4-2の②B欄の金額) 円 0	(付表4-2の②C欄の金額) 円 1,620,108	※付表5-1の①X欄へ 1,620,108
貸倒回収に係る消費税額 ②	(付表4-2の③A欄の金額) 0	(付表4-2の③B欄の金額) 0	(付表4-2の③C欄の金額) 0	※付表5-1の②X欄へ 0
売上対価の返還等に係る消費税額 ③	(付表4-2の⑤A欄の金額) 0	(付表4-2の⑤B欄の金額) 0	(付表4-2の⑤C欄の金額) 0	※付表5-1の③X欄へ 0
控除対象仕入税額の計算の基礎となる消費税額 (①+②-③) ④	0	0	1,620,108	※付表5-1の④X欄へ 1,620,108

II 1種類の事業の事業者の場合の控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④×みなし仕入率 (90%・80%・70%・ 60% ・50%・40%) ⑤	※付表4-2の④A欄へ 0	※付表4-2の④B欄へ 0	※付表4-2の④C欄へ 972,064	※付表5-1の⑤X欄へ 972,064

III 2種類以上の事業を営む事業者の場合の控除対象仕入税額

(1) 事業区分別の課税売上高(税抜き)の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑥	円	円	円	※付表5-1の⑥X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑦				※付表5-1の⑦X欄へ
第二種事業 (小売業) ⑧				※付表5-1の⑧X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑨				※付表5-1の⑨X欄へ
第四種事業 (その他) ⑩				※付表5-1の⑩X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑪				※付表5-1の⑪X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑫				※付表5-1の⑫X欄へ

(2) (1)の事業区分別の課税売上高に係る消費税額の明細

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
事業区分別の合計額 ⑬	円	円	円	※付表5-1の⑬X欄へ 円
第一種事業 (卸売業) ⑭				※付表5-1の⑭X欄へ
第二種事業 (小売業) ⑮				※付表5-1の⑮X欄へ
第三種事業 (製造業等) ⑯				※付表5-1の⑯X欄へ
第四種事業 (その他) ⑰				※付表5-1の⑰X欄へ
第五種事業 (サービス業等) ⑱				※付表5-1の⑱X欄へ
第六種事業 (不動産業) ⑲				※付表5-1の⑲X欄へ

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。

3 課税売上げにつき返品を受け又は値引き・割戻しをした金額(売上対価の返還等の金額)があり、売上(収入)金額から減算しない方法で経理して経費に含めている場合には、⑥から⑲欄には売上対価の返還等の金額(税抜き)を控除した後の金額を記載する。

(3) 控除対象仕入税額の計算式区分の明細

イ 原則計算を適用する場合

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
④×みなし仕入率 $\left[\frac{⑭ \times 90 + ⑮ \times 80 + ⑯ \times 70 + ⑰ \times 60 + ⑱ \times 50 + ⑲ \times 40}{⑬}\right]$ ⑳	円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

ロ 特例計算を適用する場合

(イ) 1種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
(⑦F/⑥F・⑧F/⑥F・⑨F/⑥F・⑩F/⑥F・⑪F/⑥F・⑫F/⑥F) ≥ 75% ④×みなし仕入率(90%・80%・70%・60%・50%・40%) ㉑	円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

(ロ) 2種類の事業で75%以上

控除対象仕入税額の計算式区分	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
第一種事業及び第二種事業 (⑦F+⑧F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 80}{⑬}$ ㉒	円	円	円	※付表5-1の㉔X欄へ 円
第一種事業及び第三種事業 (⑦F+⑨F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 70}{⑬}$ ㉓				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第四種事業 (⑦F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 60}{⑬}$ ㉔				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第五種事業 (⑦F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 50}{⑬}$ ㉕				※付表5-1の㉔X欄へ
第一種事業及び第六種事業 (⑦F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑭ \times 90 + (⑬ - ⑭) \times 40}{⑬}$ ㉖				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第三種事業 (⑧F+⑨F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 70}{⑬}$ ㉗				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第四種事業 (⑧F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 60}{⑬}$ ㉘				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第五種事業 (⑧F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 50}{⑬}$ ㉙				※付表5-1の㉔X欄へ
第二種事業及び第六種事業 (⑧F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑮ \times 80 + (⑬ - ⑮) \times 40}{⑬}$ ㉚				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第四種事業 (⑨F+⑩F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 60}{⑬}$ ㉛				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第五種事業 (⑨F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 50}{⑬}$ ㉜				※付表5-1の㉔X欄へ
第三種事業及び第六種事業 (⑨F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑯ \times 70 + (⑬ - ⑯) \times 40}{⑬}$ ㉝				※付表5-1の㉔X欄へ
第四種事業及び第五種事業 (⑩F+⑪F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60 + (⑬ - ⑰) \times 50}{⑬}$ ㉞				※付表5-1の㉔X欄へ
第四種事業及び第六種事業 (⑩F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑰ \times 60 + (⑬ - ⑰) \times 40}{⑬}$ ㉟				※付表5-1の㉔X欄へ
第五種事業及び第六種事業 (⑪F+⑫F)/⑥F ≥ 75% ④× $\frac{⑱ \times 50 + (⑬ - ⑱) \times 40}{⑬}$ ㊱				※付表5-1の㉔X欄へ

ハ 上記の計算式区分から選択した控除対象仕入税額

項 目	税率3%適用分 A	税率4%適用分 B	税率6.3%適用分 C	旧税率分小計 X (A+B+C)
選択可能な計算式区分(㉒～㊱)の内から選択した金額 ㉿	※付表4-2の㉔A欄へ 円	※付表4-2の㉔B欄へ 円	※付表4-2の㉔C欄へ 円	※付表5-1の㉔X欄へ 円

注意 1 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表5-1を作成する。